

令和8年度事業計画

基本方針

内閣府の月例経済報告によると「景気は、米国の通商政策の影響が残るものの、緩やかに回復している。」とし、緩やかな回復が期待されるが、今後の物価動向や米国の通商政策をめぐる動向などの景気を下押しするリスクに留意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があるとしています。（内閣府発表の2月の月例経済報告）

高齢化率については、昨年より0.2ポイント上昇し、過去最高の29.3%（内閣府の令和7年版高齢社会白書）となり、平均寿命についても男性81.09年、女性87.13年（厚生労働省の令和6年簡易生命表）（男性：世界6位、女性：世界1位）で、依然として世界でも高い水準を維持しています。

高齢者の就業については、高年齢者雇用安定法の改正により70歳までの就業機会の確保が企業に努力義務として課されたことで、60歳代の会員の確保が難しくなっています。また、インボイス制度の施行により、シルバー人材センターの経営は全国的に厳しい状況にあります。

こうした中、知多市シルバー人材センター（以下「センター」という。）においては、7年度の1月末での会員数は、580人（前年同月比103.6%）、受注事業実績は、約2億1,727万円（前年比104.0%）となり、会員数は4年連続で増加し、受注事業実績については、3年連続で増加しています。

センターには、地域社会から信頼される「組織」として、多様化する要望に応えられるよう幅広い分野で事業の拡大を図り、高年齢者の社会参加と健康寿命の延伸を通じて、地域社会に貢献していくことが求められています。

そこで、8年度は新たに策定した「第3次中期計画」の策定目的『高齢者の能力と知識を活かした地域貢献と自らの生きがいの充実をめざして』に沿い、基本目標の達成を目指して各種事業に取り組めます。

中でも会員は組織の基盤であり、安定した事業運営の根幹をなすため、会員数の増加や会員の資質の向上に係わる事業を進めます。さらに、会員同士の繋がりを深めるとともに、会員自身の生きがいの充実や満足度の向上に資するよう事業展開を進めます。

1 運営基盤の強化

(1) 会員による運営参画の推進

「自主・自立」の基本理念に基づき、理事等は、センターの業務執行について主体的で建設的な提案を行う等、積極的な理事会運営に努めるとともに、専門委員会（企画調整委員会、安全・適正就業委員会、就業開拓委員会、会員増強委員会）についても、自主的な企画立案・実務運営に努めます。また、総会や地域会員集会等の出席率の向上を目指します。

《具体的な取組》

- ・企画調整委員会による出席率向上策の実施

(2) 会員交流の推進

会員相互の親睦を深めるため、理事、地域班長又は地区班長が企画・実施する交流事業をセンターとして支援します。

また、新たな仲間、生きがいづくりに向けて、同好会の活発化と拡大を支援します。

《具体的な取組》

- ・交流事業や同好会の活動を支援し、シルバー広報、ホームページ等で情報を発信

(3) 各種技能講習会の充実と安全就業や接遇向上の講習の開催

褥・障子の張替えや庭木の剪定等、技能を求められる仕事は、技術を継承していくことが不可欠なため、各種技能講習会を開催し、知識・技能の習得や技術力の向上を図るとともに、会員以外の方も対象として新規会員の養成に取り組み、会員の後継者育成に注力します。また、接遇マナーの向上、トラブル防止等の講習会を開催し、会員の資質や就業の質の向上に努めます。

《具体的な取組》

- ・会員以外も対象とした講習会の継続
- ・接遇等講習会の継続

(4) 経営基盤の確立

センターの自主的、円滑な運営を推進し、自主財源比率の向上を目指した計画を策定します。また、安定した財政基盤を確保し、良好な事業運営を継続するため、特定費用の積立や補助金の確保に努めるとともに、適正な年会費や事務費率の検討を継続します。

令和6年11月1日に施行されたフリーランス法の趣旨を踏まえた新たな

契約方法（包括的契約）への移行を実施します。また、業務を勤務時間内で効率よく執行できるよう事務改善を進め、超過勤務の抑制に努めます。

≪具体的な取組≫

- ・フリーランス法の趣旨を踏まえた新たな契約方法（包括的契約）の実施

2 会員の確保

会員増強委員会が中心となって、新たな会員募集の方策を検討するとともに、チラシ配布、シルバーだより、折込広告、イベント等でPRを行うなど勧誘活動を実施します。

また、会員一人ひとりが、友人、知人等に新規会員入会のための「声かけ活動」を進めます。さらに、魅力あるセンターづくりに向けて、市民交流事業、講習会開催等の各種事業に取り組み、あらゆる手法を活用して会員数の確保に努めます。特に女性会員拡大に向けた取り組みを重点的に進めます。

≪8年度目標≫

- ・会員数 590人

≪具体的な取組≫

- ・市広報、シルバーだより、ホームページでの会員募集
- ・募集チラシの新聞折込み、各種イベント及びスーパー等での配布
- ・市内各施設へ募集チラシの設置依頼
- ・会員による新入会員勧誘活動（口コミ、チラシによる）
- ・退会会員抑止への取組（就業相談窓口の設置等）
- ・入会後の個別フォローアップ
- ・入会説明会後の未入会者へのフォロー
- ・女性会員拡大に向けた取り組みの推進
- ・健康増進に向けた健康教室等の開催
- ・会員の資質向上のための講習会開催
- ・ポイント制度の運用

3 就業機会の確保

(1) 就業開拓の推進

就業開拓委員会が中心となって、会員希望が多い事務的な仕事の調査とともに、人手不足分野等での就業機会の開拓に努め、行政も含めた既存の事業所や、新規参入出店企業等に積極的な営業活動を行い、多種多様な就業先を

確保して就業機会の拡大に努めます。

また、受注の多い剪定・草刈等の屋外作業については、技能講習や屋外作業会員育成指導等を通して就業可能な会員養成に努め、受注拡大に対応します。

≪ 8 年度目標 ≫

- ・ 契約件数 4, 470 件
- ・ 契約金額 266, 100 千円

≪ 具体的な取組 ≫

- ・ 委員、職員による計画的な事業所訪問の実施
- ・ 市広報、シルバーだより、ホームページ等での受注呼びかけ
- ・ 市内商工会会員（事業所等）への受注チラシの配布
- ・ 受注チラシの新聞折込
- ・ 会員就業希望アンケートの実施
- ・ 「助け隊」の運用
- ・ イベント及びスーパー等でのポケットティッシュ配布
- ・ 屋外作業会員の育成指導に関する規程の運用
- ・ 新規参入出店企業等への営業活動
- ・ 会員の受注チラシ携帯
- ・ 新たな活動の検討

(2) 独自事業の実施

会員の新たな就業機会の創出や交流を深めるために、引き続き会員自身の趣味・知識・経験・資格等を活かした独自事業を支援し、既存事業の定着及び拡大、新規事業の立ち上げに取り組めます。

≪ 具体的な取組 ≫

- ・ 既存事業の拡大及び新たな事業立ち上げの推進
- ・ 自家製ぶどう等を活用した交流販売事業の独自事業化検討

4 労働者派遣事業の拡大

既存の派遣事業所に新たな受注の理解を求めるとともに、商工会、他団体等と連携し地域ニーズの情報収集に努め、新たな就業機会の確保を図ります。

また、「働き方改革」の一環として改正された労働者派遣法に沿って、派遣先との連絡・情報確保と併せて適切な制度運用に努めます。

≪ 8 年度目標 ≫

- ・ 給与等 29,500 千円
- ・ 手数料 3,100 千円

≪ 具体的な取組 ≫

- ・ 役員、職員による定期的な事業所訪問等による派遣先の確保
- ・ 派遣労働会員に対する教育訓練の実施
- ・ 市内事業所等への受注チラシの配布
- ・ 派遣先からの情報提供による事業の適正運用の実施
- ・ 既存の派遣事業所以外に対する派遣事業の啓発

5 安全・適正就業事業の徹底

(1) 安全就業の徹底

「安全はすべてに優先する」を基本に、安全・適正就業委員会が中心となって就業現場のパトロールを行い、全会員への安全・適正就業基準の遵守を徹底し、「事故ゼロ」を目指します。また、会員への健康診査受診の推奨や健康講習会の開催等を行うことで、会員の健康管理に努めます。特に熱中症については、対策を徹底します。

≪ 8 年度目標 ≫

- ・ 傷害事故 0 件、物損事故 0 件

≪ 具体的な取組 ≫

- ・ 安全・適正就業パトロールの実施と新たな実施方法の検討
- ・ 安全講習会、健康講座等の開催
- ・ 「作業前の安全点検確認」、「作業別安全・適正就業基準」の運用の徹底
- ・ 「会員罰則基準」の周知と適切な運用による事故防止
- ・ 会員の健康診査受診の推奨（事務局：協会けんぽ健康宣言実施中）
- ・ 夏場の就業制限の奨励、熱中症対策の徹底
- ・ 安全用品の配布及び補助
- ・ 飛石対策用品の使用の奨励
- ・ 自転車ヘルメット購入補助の周知
- ・ 公用車運転に係る運転適性検査等の実施
- ・ 事故原因の究明と再発防止策の立案、会員への周知
- ・ 安全就業シールを作成、ヘルメットに貼付
- ・ 事故等による保険対応時の免責負担を検討

(2) 適正就業の徹底

「共働・共助」の基本理念に基づき、運営の基本は、就業機会の公平性を確保することにあります。会員への就業紹介は、会員個々の能力や体調・特性等に応じた「適材適所」を基本とします。また、「適正就業ガイドライン」の周知と適正運用に努め、「クレームゼロ」を目指します。

≪ 8年度目標 ≫

- ・偽装請負の指摘 0件
- ・顧客からの苦情 0件

≪ 具体的な取組 ≫

- ・「適正就業ガイドライン」の周知と適正運用
- ・シルバー広報、ホームページ等による就業希望会員の募集

6 普及啓発事業の充実

市内地域への啓発用チラシの配布と併せ、市産業まつり等の各種イベントに積極的に参加し、センター事業の周知を図ります。

現行のシルバーだより・広報ちた・ホームページなどの広報活動に加え、会員自らによる口コミ、センター公式の各種SNSやチラシの新聞折り込み等で、センター情報の発信にも努めます。さらに、同好会活動や講習会等の実施など多様な事業の取組を通してセンター活動の魅力を紹介します。

また、シルバー人材センターの従前からのイメージである、剪定・草刈・清掃等の職域だけでなく、女性も含めた多様な会員が所属し、多様な職域で活躍している様子を積極的に広報するとともに、会員にとってのいきがいの実現、健康増進、仲間づくり等、様々な役割を果たしている場であることをPRし、シルバー事業に対するイメージ転換に取り組みます。

≪ 具体的な取組 ≫

- ・市広報、シルバーだより、ホームページ、SNSでのPR
- ・会員自らの口コミによる普及啓発
- ・チラシの新聞折り込み、市内地域への啓発用チラシの配布
- ・高齢者等各種団体・イベント等でのPR
- ・一般市民も対象とした講座等の開催（魅力あるセンターをPR）
- ・イメージ転換への取組
- ・メディア、SNSの活用等、新たな啓発手法の検討

7 その他事業推進のために必要な事業の実施

(1) 調査研究事業の実施

他市町村センターの先進事例等を調査研究し、会員拡大、就業機会の拡大につなげ、センター事業の発展を目指します。

≪具体的な取組≫

- ・役員・班長研修会による先進他市町村センター視察の実施
- ・他市町村センターによる広報誌配布事例の調査研究
- ・センター間職員研修の継続

(2) ボランティア活動の実施

地域社会に貢献する公益社団法人として、「シルバー人材センター事業普及啓発促進月間（１０月）」を中心に、シルバースマイルボランティア及び地域班ごとに公共施設の清掃・除草等を行い、センター事業の啓発を図ります。

(3) 個人情報等の漏えい防止

公益社団法人シルバー人材センター個人情報の保護に関する規程等に基づき、会員及び職員が知り得た個人情報の適切な管理、適正な取扱いの徹底に努めます。

≪具体的な取組≫

- ・シルバー広報、地域会員集会等で定期的な注意喚起
- ・個人情報に関する講習会の定期的実施

(4) 知多市高齢者能力活用会館の指定管理業務

指定管理者として、当該施設の適切な維持管理に努めるとともに、利用者に対して質の高い接遇を心掛け、利用率の向上に努めます。

(5) 事務所庁舎の移転検討

現在、活動拠点にしている高齢者能力活用会館は、平成３１年２月に策定された「知多市公共施設再配置計画(令和５年２月改訂)」において、中期(前半)(２０２７～２０３１年度)に高齢者能力会館の貸室機能は、新たな「岡田まちづくりセンター」へ集約化され、事業用機能は移転(場所:未定)し、

現施設は廃止して、有効活用（売却）を検討となっているため、新たな事務所庁舎となる移転先を市と協議していきます。

(6) 事務の効率化・簡素化

Smile to Smile の活用等を進め、事務の効率化・簡素化を図り、会員の安心・安全な就業環境を整備するとともにセンターの安定的な事業運営のための事務改善に努めます。